

湯西川ダムモニタリング委員会 設置・運営要領

第1条 名称

本会は、湯西川ダムモニタリング委員会（以下、「モニタリング委員会」という。）と称する。

第2条 目的

モニタリング委員会は、湯西川ダムにおけるモニタリング調査に係るモニタリング計画の策定または変更及びその調査結果の分析、評価を行い、関東地方ダム等管理フォローアップ委員会に対して意見を述べ、湯西川ダムの適切な管理に資するとともに、試験湛水及び貯水池運用実施過程の透明性の向上を図ることを目的とする。

第3条 モニタリング委員会

- 1 モニタリング委員は、関東地方整備局長及び独立行政法人水資源機構理事長（以下「関東地方整備局長等」という。）が委嘱し、別表に掲げるモニタリング委員で構成する。
- 2 モニタリング委員の任期は5年以内とする。ただし、モニタリング委員が欠けた場合における補欠のモニタリング委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 3 モニタリング委員は、再任されることができる。
- 4 モニタリング委員会には委員長を置くこととし、委員長は委員間の互選によってこれを定める。
- 5 委員長は、モニタリング委員会を代表し、モニタリング委員会の円滑な運営と進行を総括する。
- 6 委員長は、モニタリング委員会の秩序維持のために必要な措置を事務局に命ずることができる。
- 7 委員長に事故があるときは、モニタリング委員会に属するモニタリング委員のうちから委員長があらかじめ指名するモニタリング委員がその職務を代理する。

第4条 議事

- 1 モニタリング委員会は、委員長が招集し、委員長が議事をつとめる。
- 2 モニタリング委員会は、モニタリング委員会に属するモニタリング委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。
- 3 モニタリング委員会の議事運営については、モニタリング委員会に属するモニタリング委員の意見を聞いて定める。
- 4 モニタリング委員会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれるとしてモニタリング委員会において非公開とすることが適当であると認められる場合についてはこの限りでない。公開に関して必要な事項については、別途モニタリング委員会公開要領に定める。

第5条 モニタリング委員会の意見

モニタリング委員会は、モニタリング調査に係るモニタリング計画の策定または変更及びその調査結果の分析、評価について、モニタリング委員会に属する委員の意見を取りまとめ、関東地方ダム等管理フォローアップ委員会に対して意見を述べる。

第6条 運営補助

1 モニタリング委員会の運営補助は、関東地方整備局鬼怒川ダム統合管理事務所が行う。

第7条 雑則

この要領の他に、モニタリング委員会の運営に関して必要な事項はモニタリング委員会において定める。

第8条 付則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(別表)

湯西川ダムモニタリング委員会

委員名簿

氏名	所属	専門分野	備考
浅枝 隆	埼玉大学 教授	水質	
小金澤 正昭	宇都宮大学 農学部教授	動物 (哺乳類)	
酒井 豊三郎	宇都宮大学 名誉教授	地形 地質	
谷本 丈夫	宇都宮大学 名誉教授	森林生態	
中村 智幸	(独)水産総合研究センター 増養殖研究所 主任研究員	魚類	
矢島 稔	群馬県立ぐんま昆虫の森 園長	動物 (昆虫)	
由井 正敏	(社)東北地域環境計画研究会 会長	動物 (鳥類)	